

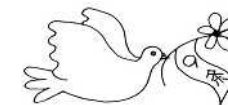


みやまえ



「宮前九条の会」第22回学習会

憲法九条を守ろう！ この一点で集まる宮前区市民の会



東京大空襲訴訟の意義と経過 裁判の政府側の論理を問う

講師 足立 史郎さん

2011年2月11日

(金、祝日)

宮前市民館 第4会議室

午後6時半～8時半

資料代：300円

< 講師から一言 >

日本の戦後処理の基本理念の問題性として何が考えられるか。
戦後65年余、民間の空襲被害者が調査、埋葬、追悼碑も援護もな
く放置されてきたが、現在、国に対して国家補償を求めて行くことに、
どのような意義があるのか。外国の事例を踏え、戦後補償問題の解
決の方向を共に考えたい。

< 講師プロフィール >

1938年生まれ。京都府出身。大学卒業後、日本私
鉄労働組合総連合会（私鉄総連）で働き、労働組合運動
で教宣、法対、組織・政策担当で35年。在職中から地
域活動に入る。自治会、NPO、野球等で活動。現在東京
23区公団住宅自治会協議会副会長、全国空襲被害者連
絡協議会事務局長、東京大空襲訴訟原告団事務局長

連絡先：044-855-8896（若原）

h-waka@he.catv.ne.jp



今回は会場の都合で夜の開催です。
どなたでも参加できますのでお気軽にお越しください。

宮前九条の会ホームページ <http://miyamae9.web.fc2.com/>
携帯サイト（PC可） <http://fhp.from.jp/miyamae9/>